

国立研究開発法人日本原子力研究開発機構大洗研究所（南地区）
核燃料物質使用施設等保安規定の変更内容について

1. 変更の内容

(1) 燃料研究棟のプルトニウム・濃縮ウランの酸化処理終了に伴う変更

- ① 燃料研究棟のプルトニウム・濃縮ウランの酸化処理作業終了に伴い、第74条の3及び別表第44の削除を行う。

(2) 核燃料物質取扱制限量に係る変更

- ① 別表第40の(1)AGFのうち、No.12グローブボックス、質量分析用グローブボックス、フード3、フード4、フード5及びフード6について取扱制限量を削除する。
② 別表第40の(4)FMFにおいて、電頭室及び実験室における取扱制限量を追加する。
③ 別表第40の(4)FMFにおいて、MMFキャスク及びMMFキャスク2における取扱制限量を追加する。

(3) 分析装置及び使用場所の追加に係る変更

- ① 第74条にFMF（集束イオンビーム加工装置、透過型電子顕微鏡及び二次イオン質量分析計）において気密を保持したうえでの微量の核燃料物質の取扱いに係る記載を追加する。
② 別図第6の1階平面図の補修室を電頭室に名称変更する。

(4) 照射材料試験施設及び第2照射材料試験施設の核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律施行令（昭和三十二年政令第三百二十四号）第四十一条非該当（以下「施行令第四十一条非該当」という。）に伴う記載の削除

- ① 第5条(22)において、燃材部長の職務を次項から第26号を次項から第25号に変更する。
② 第5条(24)の集合体試験課長の職務からMMF、MMF-2に係る運搬の記載及び(26)の材料試験課長の職務を削除する。
③ 第31条の管理区域を示す図面からMMF、MMF-2の記載を削除する。
④ 第53条の8の「固体廃棄物の廃棄」からMMF、MMF-2の記載を削除する。
⑤ 第54条の3の「液体廃棄物の容器による廃棄」からMMFの記載を削除する。
⑥ 第56条、第56条の4の「廃液タンクの液体廃棄物の廃棄」からMMFの記載を削除する。
⑦ 第63条の2、第64条の2の「核燃料物質等の運搬及び放射性廃棄物等の管理」からMMF、MMF-2の記載を削除する。
⑧ 第65条の5の「施設管理（要員の配置）」から材料試験課長の記載を削除する。
⑨ 第73条の3、第73条の4の「施設管理（臨界管理）」からMMF、MMF-2の記載を削除する。
⑩ 第74条の「施設管理（核燃料物質の使用）」からMMF、MMF-2に関する記載を削除する。
⑪ 別表第1（第2条、第5条・対象使用施設等）からMMF、MMF-2に関する記載を削除する。
⑫ 別表第2、別表第3（第3条・施設管理者）からMMF、MMF-2、材料試験課長に関する記載を削除する。

- ⑬ 別表第21、別表第22（第50条、第65条・放射線管理用機器）のMMF、MMF-2の放射線管理用機器を削除する。
- ⑭ 別表第32（第56条、第57条・廃液タンクにおける発生元の分類）からMMF、MMF-2の記載を削除する。
- ⑮ 別表第33（第56条、第59条・液体廃棄物の一般排水溝への放出管理目標値）からMMF、MMF-2の記載を削除する。
- ⑯ 別表第34（第58条、第59条・気体廃棄物の放出管理目標値）からMMF、MMF-2の記載を削除する。
- ⑰ 別表第36（第67条、第70条・負圧警報設定値）からMMF、MMF-2の記載を削除する。
- ⑱ 別表第37（第67条・消火設備等）からMMF、MMF-2の記載を削除する。
- ⑲ 別表第39（第72条・年間予定使用量）MMF、MMF-2の記載を削除する。
- ⑳ 別表第40（第73条・核燃料物質取扱制限値）からMMF、MMF-2の記載を削除する。
- ㉑ 別表第41（第65条、第77条・巡視）からMMF、MMF-2の記載を削除する。
- ㉒ 別表第43（第74条・漏えいするおそれのある粉体の核燃料物質の量を抑制するための制限）からMMF、MMF-2の記載を削除する。
- ㉓ 別図第1（第4条 使用施設の管理組織）において、MMF、MMF-2に係る記載を削除する。
- ㉔ 別図第4のMMF管理区域図及び別図第5のMMF-2管理区域図を削除する。

2. 変更の理由

(1) 燃料研究棟のプルトニウム・濃縮ウランの酸化処理終了に伴う変更

照射燃料試験施設において、燃料研究棟のプルトニウム・濃縮ウランの酸化処理作業が終了したため。

(2) 核燃料物質取扱制限値に係る変更

- ① 照射燃料試験施設において、No. 12グローブボックス、質量分析用グローブボックス、フード3、フード4、フード5及びフード6の核燃料物質の使用を終了するため。
- ② 照射燃料集合体試験施設において、核燃料物質の使用場所を追加するため。
- ③ 照射材料試験施設のキャスク2基を照射燃料集合体試験施設へ移管するため。

(3) 分析装置及び使用場所の追加に係る変更

- ① 照射燃料集合体試験施設において、核燃料物質の使用等に関する規則（昭和三十二年総理府令第八十四号）第二条の十一の九で規定されている数量を超えない核燃料物質をセル等以外の使用場所で取り扱うため。
- ② 照射燃料集合体試験施設において、分析装置を追加するため。

(4) 照射材料試験施設及び第2照射材料試験施設の施行令第四十一条非該当に伴う記載の削除

照射材料試験施設及び第2照射材料試験施設における核燃料物質の年間予定使用量を、プルトニウム1g未満に削減する変更が令和3年6月22日付で許可されたことにより、施行令第四十一条非該当施設となったため。

以上